

入札結果表

- 1 入札件名 R4下北島西屋敷3号線側溝新設工事
 2 工事等場所 筑後市大字 下北島 地内
 3 工事等種別 土木一式
 4 工事等概要 ○工事長 L=123.6m
 ・土工一式 ・排水構造物工一式 ・舗装工一式
 ・撤去工一式 ・安全費一式
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 5年 3月17日
 6 入札年月日 令和 4年11月17日
 7 予定価格 6,055,500円 (入札書比較価格 5,505,000円)
 8 最低制限価格 5,412,000円 (入札書比較価格 4,920,000円)
 9 落札者名 (株)五醍建設
 10 落札金額 5,753,000円
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果(入札経過)

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 (株)五醍建設	5,230,000			落札
2 (株)シーケン	5,450,000			
3 下川産業(株)	5,500,000			
4 安永セメント工業(有)	5,500,000			
5 (株)下川土木	5,500,000			
6 (有)佐藤組	5,500,000			
7 (株)共栄組	5,505,000			
8 (株)佐藤建設				辞退
9 村上商店				辞退
10 (株)古賀建設				辞退
11 田島建設(有)				辞退
12 (株)筑後工業				辞退
13 (有)内藤建設				辞退
14 井上重建				辞退
15 (株)江田重機				辞退
16 (株)深町組				辞退

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

入札結果表

- 1 入札件名 R4下北島西屋敷3号線側溝新設工事
 2 工事等場所 筑後市大字 下北島 地内
 3 工事等種別 土木一式
 4 工事等概要 ○ 工事長 L=123.6 m
 ・ 土工一式 ・ 排水構造物工一式 ・ 舗装工一式
 ・ 撤去工一式 ・ 安全費一式
 5 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 5年 3月 17日
 6 入札年月日 令和 4年 11月 17日
 7 予定価格 6,055,500 円 (入札書比較価格 5,505,000 円)
 8 最低制限価格 5,412,000 円 (入札書比較価格 4,920,000 円)
 9 落札者名 (株) 五醍建設
 10 落札金額 5,753,000 円
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果 (入札経過)

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 (有)吉建工業				辞退
18 ー以下余白ー				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度 (公告) 入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記載すること。
 3 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。) 第167条の10第1項 (167条の13で準用する場合を含む。) の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10% (1円未満切捨て) に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。